

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2022年5月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習するとより理解が深まります。また、より深く学びたい場合は、その他の条文についてもe-Gov法令検索（総務省）などで確認すると良いでしょう。今回のテーマは「老齢給付金①」です。

## 第16講 「老齢給付金①」

（確定拠出年金法第33条ほか）

老齢給付金に関する規定は、確定拠出年金法の第2章（企業型年金）第5節（給付）の、第33条（支給要件）、第34条（75歳到達時の支給）、第35条（支給の方法）、第36条（失権）などに定められています。なお、個人型年金の老齢給付金は、確定拠出年金法第73条により企業型年金に係る規定を準用することとなります。

まず、確定拠出年金法第33条をみてみましょう。

### 第33条

第1項 企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者又は他の企業型年金の企業型年金加入者を除く。以下この項において同じ。）であって次の各号に掲げるものが、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。ただし、企業型年金加入者であった者であって六十歳以上七十五歳未満のものは、通算加入者等期間を有しない場合であっても、企業型年金加入者となった日その他の厚生労働省令で定める日から起算して五年を経過した日から企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

- 一 六十歳以上六十一歳未満の者 十年
- 二 六十一歳以上六十二歳未満の者 八年
- 三 六十二歳以上六十三歳未満の者 六年
- 四 六十三歳以上六十四歳未満の者 四年
- 五 六十四歳以上六十五歳未満の者 二年
- 六 六十五歳以上の者 一月

第2項 前項の通算加入者等期間とは、政令で定めるところにより同項に規定する者の次に掲げる期間（その者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）を合算した期間をいう。

- 一 企業型年金加入者期間
- 二 企業型年金運用指図者期間
- 三 個人型年金加入者である期間（以下「個人型年金加入者期間」という。）
- 四 個人型年金運用指図者である期間（以下「個人型年金運用指図者期間」という。）

第3項 第一項の請求があったときは、資産管理機関は、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に老齢給付金を支給する。

注) 実際の条文には「下線」は入っていません。

第1項には、老齢給付金を請求できる者の要件が定められています。

老齢給付金は、「通算加入者等期間」が10年以上ある場合は60歳から請求できますが、通算加入者等期間が10年未満の場合は、請求可能年齢が順次繰り上げられます。具体的には、通算加入者等期間が8年以上10年未満のときは61歳、6年以上8年未満のときは62歳、4年以上6年未満のときは63歳、2年以上4年未満のときは64歳、2年未満のときは65歳以降に請求できます。もっとも、条文上は通算加入者等期間に応じて請求可能年齢が定められているのではなく、「60歳以上61歳未満の者が老齢給付金を請求するためには10年以上の通算加入者等期間が必要である」といった具合に、ある年齢の者が請求するためには通算加入者等期間がどれくらい必要かという観点で定められています。確定拠出年金では基本的には自らが支給開始時期を決定する、という考えによるものといえるでしょう。また、ただし書きにより、通算加入者等期間がない者であっても、加入者となった日から起算して5年を経過した日から老齢給付金を請求できることが定められています。通算加入者等期間がない者であって老齢給付金の対象となる者とは、具体的には、加入者期間および運用指図者期間が60歳以降の期間のみである者のことです（第2項参照）。

なお、老齢給付金を請求できるのは「加入者であった者」であるため、前述の要件を満たしていても、現に加入者である場合は老齢給付金を受け取ることはできません。具体的には、企業型年金の場合は、老齢給付金を受けようとする企業型年金及びその他の企業型年金の加入者でないこと、個人型年金の場合は、確定拠出年金法施行令第37条の読み替えにより、個人型年金及び企業型年金の加入者でないことが要件となります。

第2項には「通算加入者等期間」の定義が定められています。

通算加入者等期間とは、①企業型年金加入者期間、②企業型年金運用指図者期間、③個人型年金加入者期間、④個人型年金運用指図者期間を合算した期間です。ただし、60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限定されます。

また、企業型年金と個人型年金に同時に加入している場合など、同時に①～④のうち2つ以上の期間の基礎となる月については、確定拠出年金法施行令第18条により、一方のみを通算加入者等期間に含めます。確定給付企業年金や中小企業退職金共済等から資産を移換した場合は、確定拠出年金法施行令第24条、同施行規則第30条等により、移換の対象となった期間は原則として通算加入者等期間に含まれますが、①～④のいずれかの期間の基礎となっている月については通算加入者等期間に含まれません。

第3項は、老齢給付金の支給に関する規定です。老齢給付金は、支給要件を満たす者からの請求に基づき、記録関連運営管理機関が裁定を行い、裁定に基づいて資産管理機関（個人型年金では国民年金基金連合会、以下同じ）が支給します。なお、老齢給付金は、確定拠出年金法第35条により原則として年金で支給されますが、規約で定めた場合には一時金で支給することも認められます。また、年金の支給期間や年金額の算定方法などは、確定拠出年金法施行令や同施行規則などに設けられた基準に基づいて規約に定め、規約の定めに基づいて支給されます（第17講参照）。

前述のように、確定拠出年金では請求可能年齢以降であれば受給権者が受取開始時期を選択できますが、受取開始時期を選択できるのは75歳に到達するまでです。確定拠出年金法第34条により、75歳到達までに請求しない場合は、記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、資産管理機関が老齢給付金を支給します。

老齢給付金は、①受給権者が死亡しとき、②障害給付金の受給権者となったとき、③個人別管理資産がなくなったときのいずれかに該当したときは、確定拠出年金法第36条により受給権が消滅します。なお、③以外は個人別管理資産が別の給付（①の場合は死亡一時金、②の場合は障害給付金）で支給されることとなります。

今回は、「老齢給付金②」です。

※記載内容は2022年5月1日現在の法令に基づくものです。

2022年4月1日より、老齢給付金の受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられました。これは、公的年金の老齢年金の支給繰下げの上限年齢が75歳に引き上げられたことに伴うものです。

2022年5月1日より、通算加入者等期間がない者の支給要件が新たに設けられました。これは、加入対象者の拡大に伴い60歳以上の者が新たに確定拠出年金に加入できるようになったため、加入者期間及び運用指図者期間が60歳以降の期間のみとなる者が存在するようになることによるものです。